

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

政策名		犯罪被害者等の支援の充実			評価方式	実績評価	番号
		22年度	23年度	24年度			
予算 の 状 況	当初予算(千円)	2,071,710 < 119,228,024 >	1,816,444 < 103,367,889 >	1,623,149 < 115,955,580 >	1,741,548 < 104,147,348 >	1,741,548 < 120,141,519 >	
	補正予算(千円)	0 < 3,925,990 >	0 < 59,357,050 >	156,743 < 48,538,901 >			
	繰越し等(千円)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >	0 < 27,895,574 >			
	計(千円)	2,071,710 < 159,039,725 >	1,816,444 < 182,321,569 >	1,779,892 < 192,390,055 >			
	執行額(千円)	1,837,737 < 122,402,792 >	1,813,408 < 136,489,781 >	1,778,383 < 129,590,740 >			
政策評価結果の概算要求への反映状況		既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援を推進するために必要な経費を概算要求した。					

政策評価調書(個別票2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	犯罪被害者等の支援の充実				番号	予算額		政策評価結果の反映による見直し額(削減額)合計
	整理番号	会計	組織/勘定	項		事項	25年度 当初予算額	
対応表において となっているもの	1	一般	警察庁	犯罪被害給付費	犯罪被害給付に必要な経費	1,741,548	1,741,548	
	小計					1,741,548	1,741,548	
対応表において となっているもの								
	小計							
対応表において となっているもの	1	一般	警察庁	科学警察研究所	研究・鑑定等に必要な経費	< 753,954 >	< 803,391 >	
	2	一般	警察庁	警察活動基盤整備費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 100,370,085 >	< 118,155,062 >	
	3	東日本大震災復興特別	警察庁	治安復興政策費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 2,822,499 >	< 1,006,855 >	
	4	東日本大震災復興特別	警察庁	治安復興事業費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 200,810 >	< 176,211 >	
	小計					< 104,147,348 > の内数	< 120,141,519 > の内数	
対応表において となっているもの						< >	< >	
						< >	< >	
						< >	< >	
						< >	< >	
						の内数	の内数	
合計					1,741,548	1,741,548		
					< 104,147,348 > の内数	< 120,141,519 > の内数		

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		犯罪被害者等の支援の充実			番号	(千円)
事務事業名	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
		25年度当初予算額	26年度概算要求額	増減		
合計						

平成25年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標6 業績目標1

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実	政策所管課	給与厚生課	政策評価実施予定時期	平成26年7月頃		
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	政策体系上の位置付け	犯罪被害者等の支援の充実				
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。						
業績指標	達成目標	基準年	達成年	目標設定の考え方及び根拠			
犯罪被害給付制度の運用状況 (申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額並びに20年度法律・政令改正に伴う経済的支援の拡充に係る被害者数及び裁定・決定金額)	犯罪被害給付制度を適切に運用する。	20～24年度	25年度	犯罪被害給付制度の運用状況は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第二次犯罪被害者等基本計画)			
犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数	警察部内カウンセラーの積極的な運用等により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを的確に行う。	20～24年度	25年度	犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第二次犯罪被害者等基本計画)			
関係機関・団体等との連携状況 (民間被害者支援団体における相談受件数、直接支援件数及び警察からの情報提供件数)	それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。	20～24年度	25年度	民間被害者支援団体における相談受件数等の増加が総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第二次犯罪被害者等基本計画)			
参考指標							
刑法犯による死者及び重傷者数の数							
交通事故による死者及び重傷者数の数							
犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況(警察における臨床心理資格を有する被害相談専門要員の配置数及びその他の被害相談専門要員の配置数)							
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー	
	23年度	24年度				事業番号	事業名
(1) 被害者支援推進計画の推進				・ ・	「平成25年度犯罪被害者支援推進計画」を策定し、都道府県警察に示すとともに、当該計画に基づく各種支援施策を推進する。	68 69	犯罪被害給付金 犯罪被害者支援経費
(2) 被害者支援活動等に対する適切な評価の実施				・ ・	犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気の高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して、表彰を実施する。		
(3) 研修(被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術上級専科)の実施				・ ・	警察大学校等において、被害者支援指導専科、被害者カウンセリング技術上級専科といった犯罪被害者支援に関する各種研修を実施する。	68	犯罪被害給付金
(4) 広報の推進				・ ・ ・	11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図る。	68	犯罪被害給付金
(5) 全国被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進				・ ・	民間被害者支援団体等と「全国被害者支援フォーラム2013」を共催するなど、引き続き民間被害者団体との連携を図る。	69	犯罪被害者支援経費
(6) 被害を受けた少年に対する支援の推進(被害少年に対する継続的な支援の推進等)				・	少年サポートセンター等において、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行う。		
基本目標に関する予算額等は、23年度執行額1,813,408千円 136,489,781千円、24年度予算額1,779,892千円 164,494,481千円、25年度当初予算額1,741,548千円 104,147,348千円であった(犯罪被害給付費、内は複数の政策にわたる経費)。							

# 平成24年度実績評価書

## 基本目標6 業績目標1

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実					
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実					
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、精神的苦痛、経済的損害等の様々な被害を被っており、多様な場面ににおいて支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援を充実させる。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	2,071,710 < 119,228,024 >	1,816,444 < 103,367,889 >	1,623,149 < 103,254,393 >	1,741,548 < 104,147,348 >
		補正予算(b)	0 < 3,925,990 >	0 < 59,357,050 >	156,743 < 49,318,237 >	
		繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
		合計(a+b+c)	2,071,710 < 159,039,725 >	1,816,444 < 182,321,569 >		
	執行額(千円)	1,837,737 < 122,402,792 >	1,813,408 < 136,489,781 >			
上段には犯罪被害給付費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 7 犯罪被害者の保護					
	「第2次犯罪被害者等基本計画」(23年3月閣議決定) 重点課題に係る具体的施策 第1 損害回復・経済的支援等への取組 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 第4 支援等のための体制整備への取組					

業績指標	年度別	基準										実績			
		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		19～23年度(平均)		24年度	
		うち法律・政令改正の効果(注1)	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果				
犯罪被害給付制度の運用状況	申請	被害者 (申請件数)	448 (574)	462 (565)	- (719)	589 (719)	- (718)	585 (718)	- (810)	652 (810)	- (677)	547 (677)	- (729)	619 (729)	- (729)
	裁定	支給被害者 (裁定件数)	407 (546)	388 (510)	1 (1)	538 (656)	53 (56)	534 (641)	112 (121)	663 (835)	191 (209)	506 (638)	89 (97)	517 (621)	135 (138)
		不支給被害者 (裁定件数)	38 (42)	19 (22)	0 (0)	28 (31)	0 (0)	29 (32)	6 (6)	52 (61)	12 (12)	33 (38)	5 (5)	56 (69)	21 (21)
		計 (裁定件数)	445 (588)	407 (532)	1 (1)	566 (687)	53 (56)	563 (673)	118 (127)	715 (896)	203 (221)	539 (676)	94 (101)	573 (690)	156 (159)
	裁定金額(百万円)	932	907	13	1,277	342	1,311	640	2,065	1,142	1,298	534	1,509	889	
	24年度は暫定値 (25年4月給与厚生課作成)														
注1:「うち法律・政令改正の効果」とは、被害者又は申請者のうち、以下の法律・政令改正により支給額が増額となった者の人数を計上している。															
<p>&lt;平成20年7月1日から施行された法律・政令改正の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第15号) <ul style="list-style-type: none"> <li>重傷病給付金等について休業損害を加算</li> <li>犯罪被害者等が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため、従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合、重傷病給付金及び遺族給付金の額に、休業損害を考慮した額を加算</li> </ul> </li> <li>犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成20年政令第170号) <ul style="list-style-type: none"> <li>生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げ</li> <li>生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の最高額を約1,600万円から約3,000万円に引上げ、平均収入が低い130歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ</li> <li>重度後遺障害を負った被害者に対する障害給付金の引上げ</li> <li>障害等級第1級に該当し、常に介護を要する状態にある犯罪被害者に対する障害給付金の最高額を約1,800万円から約4,000万円に引上げ、平均収入が低い130歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ</li> </ul> </li> </ul>															
達成状況:	達成目標	犯罪被害給付制度を適切に運用する。													
業績指標	基準														実績
犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度							
	警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	4,075	3,410	4,090	4,072	3,851	3,900	4,576							
	部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	458	404	458	451	468	448	593							
(25年4月給与厚生課作成)															
達成状況:	達成目標	警察部内カウンセラーの積極的な運用等により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを的確に行う。													

業績指標	基準							実績
	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度
関係機関・団体等との連携状況	民間被害者支援団体における相談受理件数(人)	15,572	17,027	19,519	22,192	24,649	19,792	25,892
	犯罪被害者等早期援助団体の指定数(団体・累計)	17	24	30	39	40	30	44
	警察からの情報提供件数(件)	393	415	542	606	712	534	852
(25年4月給与厚生課作成)								
達成状況:	達成目標	それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。						

参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度
刑法犯(過失犯(注2)を除く。)による死者及び重傷者の数	死者(人)	798	831	714	636	656	727	585
	重傷者(人)	2,701	2,602	2,598	2,624	2,782	2,661	2,754
	合計	3,499	3,433	3,312	3,260	3,438	3,388	3,339
24年度は暫定値 (25年4月刑事企画課作成)								
注2:過失犯とは、過失致死傷、業務上過失致死傷及び失火をいう。								
参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度
交通事故による死者及び重傷者(注3)の数	死者(人)	5,536	5,180	4,944	4,883	4,578	5,024	4,438
	重傷者(人)	60,365	55,742	53,240	50,647	48,230	53,645	46,139
	24年度は暫定値 (25年4月交通企画課作成)							
注3:重傷者とは、全治1か月以上の障害を負った者をいう。								
参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度
犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況	警察における臨床心理資格を有する被害相談専門要員(人)	84	85	84	84	86	85	86
	その他の被害相談専門要員(人)	141	182	185	174	135	163	136
	24年度は暫定値 (25年4月給与厚生課作成)							
参考事例	強制わいせつの被害を受けた女兒は、被害直後から外出を怖がるようになるなど精神的な不安が見られたことから、約2か月にわたり、箱庭づくりなどのプレイセラピーによる継続的なカウンセリングを実施し、安心感を高めるとともに、電話や面接により保護者の悩みに向き合い、助言を行うなどの支援を実施した。							

業績目標達成のために行った施策	被害者支援推進計画の推進【行政事業レビュー対象事業:27 犯罪被害給付金等、28 犯罪被害者支援経費】 「平成24年度警察庁犯罪被害者支援推進計画」を策定し、都道府県警察に示すとともに、当該計画に基づき、各種支援施策を推進した。
	被害者支援に対する適正な支援の推進 犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して、表彰を実施した。
	研修(被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術初級専科)の実施【行政事業レビュー対象事業:27 犯罪被害給付金等】 警察大学校等において、被害者支援専科、被害者カウンセリング技術専科といった犯罪被害者支援に関する各種研修を実施した。
	広報の推進【行政事業レビュー対象事業:27 犯罪被害給付金等】 11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図った。
	全国被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進【行政事業レビュー対象事業:28 犯罪被害者支援経費】 民間被害者支援団体等と「全国被害者支援フォーラム2012」を共催した。
	被害を受けた少年に対する支援の推進(被害少年に対する継続的な支援の推進等) 少年サポートセンター等において、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行った。

評価の結果 (目標の達成状況)	業績指標 については、申請した被害者数、支給裁定を受けた被害者数及び裁定・決定金額が前年度と比較して減少しているものの、過去5年間の平均値と比較すると増加しており、また、20年7月1日には支給額を拡大する改正法律・政令が施行されたが、これについても確実に運用されていることなどに鑑みると、犯罪被害給付制度は健全に機能していると認められることから、同制度の適切な運用を図るという目標を達成した。 業績指標 については、警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数及び部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数ともに過去5年間の平均値(それぞれ3,900件、448件)を上回っていることから、警察部内カウンセラーの積極的な運用により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを的確に行うという目標を達成した。
	業績指標 については、民間被害者支援団体における相談受理件数は、回帰直線上の値(26,787人)との差が3.3パーセントと同等の水準を維持しているほか、犯罪被害者等早期援助団体の指定数は、回帰直線上の値(48団体)との差が8.9パーセントと10パーセント以内を維持しており、また、警察からの情報提供件数は、回帰直線上の値(782件)を上回っていることから、それぞれの指標について最近の増加傾向を維持するという目標を達成した。 したがって、業績目標である「犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実」を達成したと認められる。
評価結果:	今後とも、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携を図りつつ、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援の充実を図る。 特に、犯罪被害者等に対するカウンセリングの更なる充実を図るため、適任者の確保、研修の充実等について、都道府県警察に対する必要な指導を行っていくこととする。
評価の結果の政策への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成24年度における犯罪被害給付制度の運用状況について」(25年4月警察庁長官官房給与厚生課) 「犯罪統計書」(19～23年)(警察庁) 「交通事故統計年報」(警察庁交通局)		
政策所管課	給与厚生課	政策評価実施時期	24年4月から25年3月までの間